（別紙）課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ（イメージ）

（消費者庁長官）
調査

↓

（措置命令前）
意見申述・証拠提出

措置命令に係る事前手続は、現行法と同様のものを想定。

↓

指導

（消費者庁長官）
措置命令

↓

課徴金額から控除する額の確認

（要検討）
・消費者庁が、①返金等の期限や②返金等の報告期限を告知し、
・事業者が控除対象となる返金の実施状況等を報告し、
・消費者庁は、当該報告内容等を確認し、課徴金額を確定する
ということが考えられる

控除の対象等について
⇒今回の検討課題

↓

行政処分に係る処分前手続

（消費者庁長官）
事前通知
（課徴金納付命令案）

手続保障の観点から、事業者が課徴金納付命令を争い得る情報を記載してはどうか。
例えば、以下の記載が考えられる。
（課徴金納付命令案）
①<u>違反行為・期間</u>
②<u>課徴金額（控除前）、控除額、納付を命じようとする課徴金額</u>（課徴金額から控除すべき金額を控除した残額）
（別途通知）
③<u>意見申述、証拠提出の期限</u>等

↓

（事業者）
意見申述・証拠提出

↓

命令なしの通知

（消費者庁長官）
課徴金納付命令

課徴金額から、控除すべき金額を控除した残額の納付を命じる

↓

（事業者が争う場合）
処分取消訴訟等